

## 意見書

(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

### 記

#### 1 事業計画について

- (1) 国の排出削減目標（NDC）や、県、伊奈町の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。
- (2) 導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や余熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。
- (4) 計画地周辺には、住居や商業施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。  
また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えることがないよう努めること。
- (5) ごみ処理施設の統廃合に伴う交通流の変化により、計画地周辺における生活環境への影響の増大が懸念されることから、必要な対策を実施すること。
- (6) 計画地に隣接している原市沼川については、過去に流域で浸水があった区域があることから、災害時の地域の避難拠点として機能するよう、原市沼調節池の整備状況等を踏まえ、必要な対策を検討すること。
- (7) プラント用水に井水を利用する場合においては、計画地周辺の農地利用や上水利用等への影響が懸念されることから、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、十分な対策を実施すること。  
なお、敷地内の観測井もしくは計画地周辺の既設観測井等において継続的に観測を行うことが望ましい。

(8) 計画地の施設配置（空き地の利用方法含む）については、安全性を考慮しながらも、計画地東側の樹林地等の周辺緑地との連続性を確保するなど、可能な限り、生物多様性や地域住民に配慮した計画を検討すること。

なお、検討に当たってはビオトープを整備している周辺ごみ処理施設の事例等を参考にすることが望ましい。

(9) 市民のライフスタイルの変化、従来存在しなかった新たな製品の販売・使用に伴い、廃棄物の量のみならず質の変化も生じていることから、施設及び設備の導入に当たっては、紙おむつ等の近年排出が増加している廃棄物についても考慮すること。

## 2 調査、予測及び評価について

### (1) 動物及び植物

ア 保全すべき動物種について、国内外来種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。

イ 計画地周辺では、過去にカヤネズミやタヌキ、コウホネ等の生息が確認されていることから、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。

ウ 鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。

エ 計画地に隣接している原市沼川について、周辺水源涵養地の開発(本事業)に伴い環境が変化する可能性があることから、魚類・底生動物を含め関係する動物の予測・評価に当たっては、本事業による環境の変化について考慮すること。

### (2) 生態系

地域を特徴づける生態系の指標となる着目種については、単に調査結果から選定するのではなく、専門家等からの助言を受けた上で選定すること。

### (3) 景観

予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定すること。

なお、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行うことが望ましい。

#### (4) 史跡・文化財

計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、教育委員会とよく協議し、包蔵地外も含めて調査を行うこと。

#### (5) 温室効果ガス等

ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測・評価を行うこと。

イ 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、二酸化炭素だけでなく、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象とすること。

### 3 環境保全措置について

#### (1) 動物

工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

#### (2) 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。

開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。